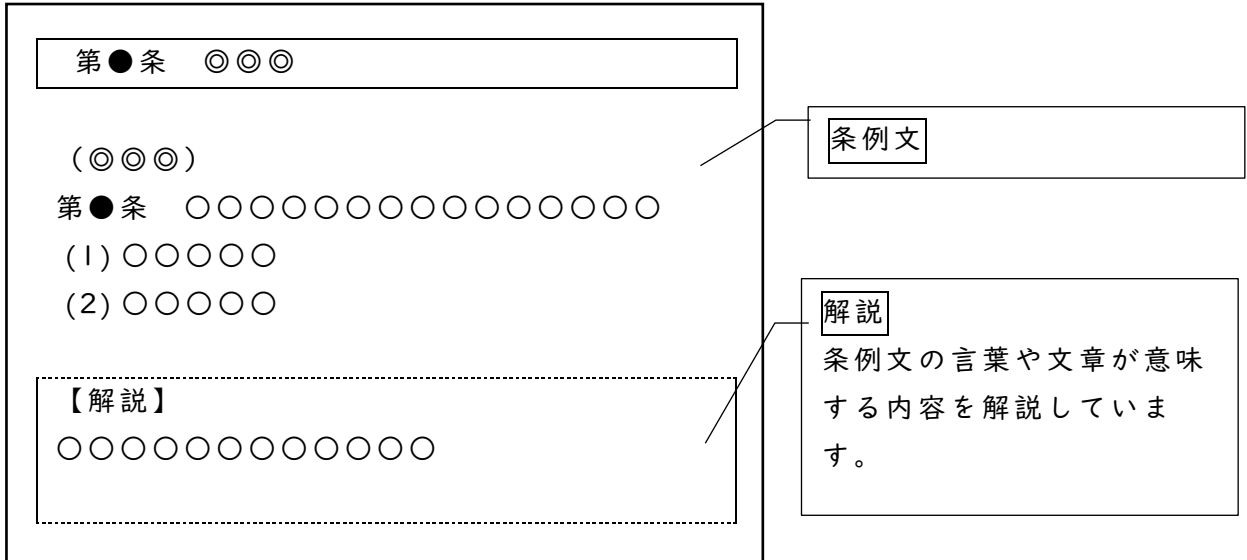


条例素案についての解説

■ 各ページの記載の見方



■ 条例名称(仮称)

「多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに支援と活躍を推進する条例」

■ 条例素案 目次

<目次>

前文	2
第1条 目的	3
第2条 定義	4
第3条 基本理念	5
第4条 子ども・若者の権利	6
第5条 市民の役割	8
第6条 市の役割	10
第7条 切れ目のない支援のための仕組みづくり	11
第8条 まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり	12
第9条 子ども・若者計画	13
第10条 推進体制	13
第11条 委任	13

(仮称) 多摩市子ども・若者の権利を保障するとともに支援と活躍を推進する条例

前文

今、日本では生きづらさや困難を抱える子ども・若者の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていても、未来への希望を失うことなく助け合いながら、子ども・若者が育ち暮らしていけるよう、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、子ども・若者の権利として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者が挑戦する姿を応援します。

子ども・若者は、守られるだけの存在ではなく、自ら考え、行動できる存在です。周囲の人が子ども・若者の主体性を尊重し、子ども・若者が他者と互いに認め合うことによって、子ども・若者の自己肯定感や自信につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、切れ目のない支援を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて挑戦する勇気をたたえ、結果にかかわらずその未来を応援します。

私たちは、このまちで暮らし、活動している強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が活躍する多摩市に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、子ども・若者を誰一人取り残さない、子ども・若者を大切にすまち・多摩市の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、子ども・若者が切れ目のない支援を受けられる環境及び子ども・若者がまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えることによって、全ての子ども・若者が、自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合いながら、将来にわたり希望を持って成長することのできるまちの実現を目的とします。

【解説】

本条例では、

- ① 子ども・若者が、切れ目のない支援を受けられる環境
- ② 子ども・若者が、まちづくりに参画し、活躍できる環境

を整えることによって、あらゆる状況の子ども・若者が、他者と価値観を認め合いながら自己肯定感を育み、それぞれが目指す姿に向けて成長できることを目指します。

■ 「自分自身を認めるとともに、他者と互いに認め合う」

自分自身を認め、子ども・若者以外の大人世代も含めて、それぞれが他者と認め合うことによって、それぞれが他者から認めてもらえることを表現しています。

■ 「将来にわたり希望を持って成長することのできるまち」

将来を考えるためには、現在の生活の中で、自身が受け入れられている感覚を持つことが重要です。考え方や抱えている事情等は、人それぞれ異なることから、目指す姿も人それぞれ異なります。子ども・若者が自分なりの目指す姿を考え、その実現に向けて主体的に取り組んでいけるよう、後押しするまちを目指します。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども・若者 おおむね30代までの市民(団体を除く。)をいいます。
- (2) 市民 多摩市(以下「市」といいます。)の区域内(以下「市内」といいます。)に居住する者並びに市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び団体をいいます。
- (3) まちづくり 市及び地域のさまざまな主体が、それぞれの特性及び強みを生かしながら、状況に応じて連携し、暮らしやすいまちをつくる活動をいいます。

【解説】

■ (1) 子ども・若者

子どもは、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)では、18歳未満と定義されています。本条例では、社会に出てから困難に直面する世代も含め、子どもから若者まで切れ目のない支援を行うことを目的として、おおむね30代までを子ども・若者と定義します。

また、子ども・若者への切れ目のない支援として、胎生期(妊娠期)からの支援が重要であることから、胎児についても、可能な範囲で取組の対象として考えます。

なお、「子ども・若者」に含まれている、未成年と成人とでは、発達段階や社会的立場が異なり、さらに子どもの中でも、胎児期、乳幼児期、学童期、思春期と、発達段階の特徴や必要な環境が異なります。このことを前提としつつも、本条例では、個人の連続した成長過程に寄り添い、切れ目のない支援を行うことを重視し、「子ども・若者」と一続きで表現しています。

■ (2) 市民

市内に在住・在勤・在学・活動している個人のほか、市民活動団体、NPO法人、保育園、幼稚園、学校、民間企業等の団体を指します。

■ (3) まちづくり

この条例で定義する「まちづくり」とは、以下の要素を満たす取組であり、実施者や分野、規模の大小にとらわれず、多様な取組を指します。

- ① 行政だけでなく市民個人や団体が主体となって
- ② それぞれの持つ強みを生かしながら
- ③ 状況に応じて、連携して

④暮らしやすいまちをつくる活動

例えば、・市の行政計画の策定会議への参加

・市民個人や団体による、身近な地域での交流活動・ボランティア活動・地域活性化に向けた活動

・民間事業者による、地域活性化のための活動

・子ども・若者が新たに考える地域での活動

など、さまざまな取組を想定しています。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて、子ども・若者の支援及び活躍を推進します。

- (1) 子ども・若者の権利が保障され、子ども・若者の最善の利益が尊重されること。
- (2) 子ども・若者が自分らしく成長できるように、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を受けられる環境を整えること。
- (3) 子ども・若者による意見の表明及びまちづくりへの参画の機会が保障されること。
- (4) 子ども・若者を含め、さまざまな主体が相互に協力し、及び支援する関係を築くこと。

【解説】

■ (1) 子ども・若者の権利

⇒「第4条 子ども・若者の権利」を参照

■ (2) 切れ目のない支援

⇒「第7条 切れ目のない支援のための仕組みづくり」を参照

■ (3) まちづくりへの参画

⇒「第2条 定義」、「第8条 まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり」を参照

■ (4) 相互協力・相互支援の関係

⇒「第5条 市民の役割」を参照

子ども・若者を含む市民個人や団体といった、さまざまな主体が、支援をする側・される側という一方的な関係によらず、お互いに協力し支え合う関係を、「相互に協力し、及び支援する関係」と表現しています。

(子ども・若者の権利)

第4条 子ども・若者には、生きる権利、育つ権利及び守られる権利並びに抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

2 子ども・若者には、社会の一員として、意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利があります。

3 子ども・若者には、結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利があります。

【解説】

子ども・若者は、市民の定義にも含まれますが、本条では、子ども・若者に特化した事項を規定します。子ども・若者が権利を行使できるようになるためには、子ども・若者が自分の持つ権利を知ることが大切です。

子ども・若者には、さまざまな困難から守られ、適切な支援を受ける権利があり、自分の身の回りの状況をよりよくするために意見を表明し、参画する権利もあります。積極的に意見を発信できる子ども・若者に限らず、声を上げにくい子ども・若者も含め、考えや思いを表明する権利を持っています。

本条例の検討にあたり実施した、子どもヒアリング・若者ワークショップの中でも、まちをよくするための具体的なアイデアが多く寄せられ、「自分の意見が言える場、聞いてもらえる場が欲しい」という声もありました。

また、子ども・若者は、それぞれの個性や能力を存分に発揮することが期待される存在であり、身の回りの課題の解決に向けて主体的に行動できる存在でもあります。子ども・若者が失敗を恐れずに安心して、自分が抱える課題の解決も含め、挑戦できるよう、周囲のさまざまな主体は、その挑戦を後押しすることが重要です。

挑戦とは、自らの課題や困難を乗り越えようと努力することや、経験のないこと・難しいことに取り組んでさらなる向上を目指すことなど、その内容は人それぞれで異なるものです。それぞれの状況に応じて自分なりの挑戦をすることは、その結果にかかわらず、成長の糧となる重要な要素です。

また、自然環境や地域社会と関わる外遊びなど、子どもの主体的な遊びは、成長のために重要な行為であり、過度な干渉や制約を控え、子どもが伸び伸びと遊び育つ環境を保障することが大切です。

■ 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」

18歳未満の子どもの基本的人権を定め、大きく分けて、以下の4つの権利を定めています。

- ①生きる権利 (すべての子どもの命が守られること)
- ②育つ権利 (もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること)
- ③守られる権利 (暴力や搾取、有害な労働などから守られること)
- ④参加する権利 (自由に意見を表したり、団体を作ったりできること)

(市民の役割)

第5条 市民は、子ども・若者の権利について理解を深め、権利の主体として尊重するものとしします。

- 2 市民は、市民それぞれが持っている力及び状況に応じて、子ども・若者を見守り、及び子ども・若者とともに活動し、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うよう努めるものとしします。
- 3 市内で活動する団体は、それぞれが持つ強みを生かし、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて活動し、必要に応じて市及び他の団体と相互に連携するよう努めるものとしします。
- 4 市内で事業活動を行う者は、働く場又は働く経験から得た知識を提供する立場から、未来の人材となる子ども・若者の育成に努めるものとしします。

【解説】

市民とは、子ども・若者も含め、市内に在住・在勤・在学・活動している個人のほか、市民活動団体、NPO法人、保育園、幼稚園、学校、民間企業等の団体を指します。

■ 1 権利の尊重

子ども・若者の権利を守るためには、子ども・若者を含む市民の不断の努力が必要です。子ども・若者の権利は、当然守られるべきものですが、十分に守られていない実態があるため、市民が必ず尊重すべきこととして規定します。

■ 2 子ども・若者に身近な関係づくり

市民は、子ども・若者と関わる中で、困難への支援とまちづくり参画・活躍への後押しに取り組みます。家族や地域など子ども・若者の周りにいる大人世代は、自らの役割として認識し、行動するよう努める必要があります。

特に、困難を抱える子ども・若者を支援するには、見守りの機能を高め、子ども・若者本人の助けを求める力（受援力）を高めることが重要です。本条例の検討にあたり実施した、子どもヒアリングの中では、困った時の相談は、家族や友人など信頼している身近な相手にするとの回答が多くありました。日常的なかかわりの中で信頼関係を構築することが、問題の早期発見・早期対応につながります。

また、子どもは、支援されるだけでなく、困っている友人を助けるなど、支援する立場で力を発揮できる存在ですが、その行動は子どもの自発性に基づいて行われるべきものです。

■ 3 市内で活動する団体による強みを生かした活動及び相互連携

市内で活動する団体とは、市民活動団体、NPO法人、保育園、幼稚園、学校、民間企業等の団体を指します。

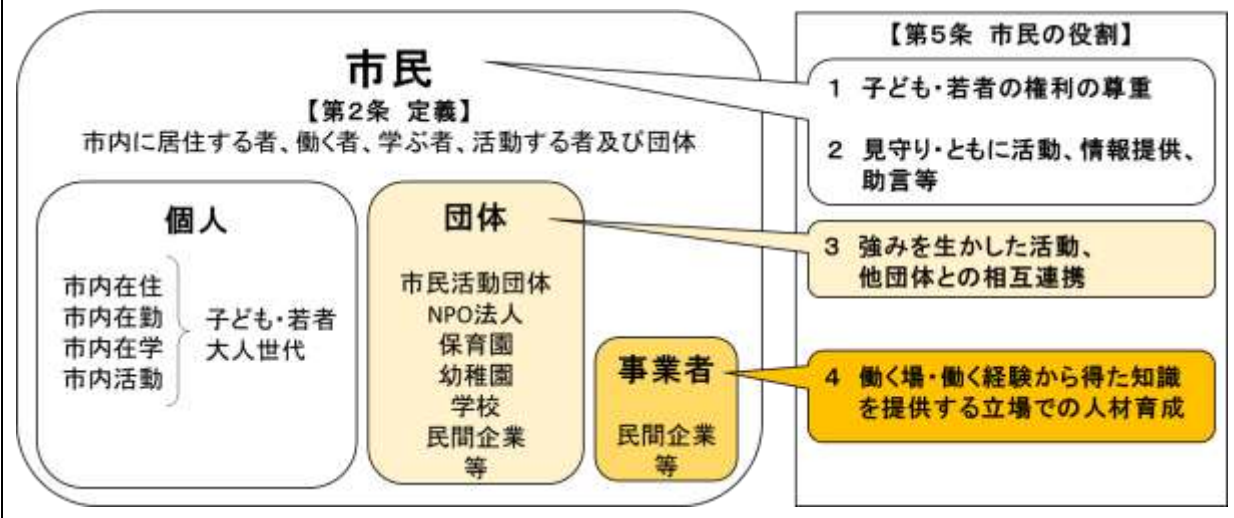
市内で活動する団体は、それぞれが持つ専門性や柔軟性などの強みや特性を生かしながら活動し、相互に連携し、支援につなげます。

■ 4 事業者による働くことを通じた子ども・若者への支援と活躍の後押し

事業者は、子ども・若者への支援に貢献する側面だけではなく、従業員に対し、適切な労働環境の整備や人材育成を図ることで、子ども・若者の成長に寄与しており、未来の人材育成を担う存在です。働く場を提供することによって、生計の基盤となると同時に、その能力や個性を発揮する活躍の機会も提供しています。

また、個人事業主も含め、職場体験などを通じて、子ども・若者の将来の夢や進路選択のきっかけをつくり、職業観についての理解を促進するなど、子ども・若者の未来を育むことができます。

※イメージ図



(市の役割)

第6条 市は、基本理念にのっとり、総合的かつ具体的な施策を講じられるように、必要な推進体制について整備するとともに、その実現に向けて積極的に取り組むものとします。

2 市は、子ども・若者を含む市民が、基本理念を共有し、ともに推進できるよう、理解促進のための周知及び啓発、学びの機会づくり等を行うものとします。

3 市は、基本理念の実現にあたって、市民と連携するとともに、市民同士の連携に向けて協力を呼びかけ、必要に応じて適切な施策を講ずるものとします。

【解説】

■ 1 推進体制と施策

総合的とは、横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します。

■ 2 周知・啓発

市は、子ども・若者の権利を含む本条例の内容についての理解促進を図るため、子ども・若者への学ぶ機会の提供や、子ども・若者以外の市民への周知・啓発を行います。

■ 3 各主体との相互連携の仕組みづくり

市は、市民個人や団体の活動と補完し合いながら連携し、また各主体が円滑に連携できるよう取り組みます。

第7条 切れ目のない支援のための仕組みづくり

(切れ目のない支援のための仕組みづくり)

- 第7条 市及び子ども・若者を支援する市民は、困難を抱える子ども・若者に気づき、支援につなぐための多様な機会を設けるよう努めるものとします。
- 2 市及び子ども・若者を支援する市民は、子ども・若者の年齢の移行又は各支援者間で支援が途切れないう、子ども・若者本人の状況及び意思に寄り添い、成長過程に応じた連携及び支援を行うよう努めるものとします。
- 3 市は、子ども・若者を支援する市民がその役割を十分に果たせるように必要な支援策について検討し、適切な施策を講ずるものとします。

【解説】

子ども・若者を支援する市民とは、子ども・若者に関わる相談支援機関、教育機関、NPO法人、地域団体などを指します。

- 1 市及び子ども・若者を支援する市民は、地域のつながりなどさまざまな機会を通じて、困難を抱える子ども・若者を発見できるよう努めます。自分の困り事を自覚できていない子ども・若者についても、自分の危機に気づき、支援を活用できるように働きかけます。
- 2 市及び子ども・若者を支援する市民は、子ども・若者やその家族を含む市民等からの相談に適切に応じられるよう機能の充実を図り、年齢や各支援者間で支援が途切れないう、必要に応じて次の支援者につながります。
- 特に子どもは日々成長する発達の上上であり、とりわけ幼少なほど困難の影響が大きいことから、早期発見・早期対応に向けた連携体制が重要です。母子保健、保育、就学等の各段階で支援が途切れることのないよう、行政と民間の支援団体等が連携することも大切です。
- また、支援にあたり子ども・若者の特性や成長の段階を踏まえ、子ども・若者本人の状況や意思に配慮するよう努めます。
- 3 市は、子ども・若者の支援に、思いや意欲、専門性や技術を持った人材が集まり、やりがいと自信を持って活動できるような施策を総合的に検討し、講ずるものとします。

(まちづくりへの参画・活躍のための仕組み・環境づくり)

第8条 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者を社会の一員として尊重し、意見の表明及びまちづくりへの参画に向けた環境及び機会の充実に努めるものとします。

2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者がその持てる能力を発揮してまちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくりに努めるものとします。

【解説】

- 1 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が、暮らしやすいまちづくりに参画しようと主体的に思えるよう工夫し、機会の確保に努めます。
- 2 市及び子ども・若者に関わる市民は、子ども・若者が、アイデア、情報などを提供して、暮らしやすいまちをつくるために力を発揮し、積極的に挑戦できるしくみづくりに努め、個々の能力に応じた活躍を応援します。また、若い世代の力を信じ、その価値観や多様性を受け止め、主体性を尊重するよう努めます。

子ども・若者が挑戦した結果、成功した場合には達成感を得ることができ、期待した結果が伴わなかった場合でも、その経験が学びの機会になるため、周囲は結果にかかわらず、挑戦する姿勢を応援することが大切です。

第9条 子ども・若者計画

(子ども・若者計画)

第9条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて、子ども・若者計画を策定し、総合的な推進を図るものとします。

2 市は、子ども・若者計画に、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 子ども・若者の支援及び活躍の推進に関する基本的な方針
- (2) 前号の基本的な方針を具体化する施策の内容
- (3) 前号の施策の達成目標

【解説】

「子ども・若者計画」とは、「子ども・若者育成支援推進法」において、市町村が作成するよう努めることと定められている「市町村子ども・若者計画」を指します。

第10条 推進体制

(推進体制)

第10条 市は、子ども・若者の支援及び活躍の推進に向けて総合的な見地から子ども・若者計画の推進、施策の評価等を行うために必要な推進体制を整備するものとします。

【解説】

市は、子ども・若者計画の策定及び総合的推進を図るため、市役所内部の組織横断的な体制及び子ども・若者を含む市民等による外部評価と改善のしくみを検討し、その実現に向けて取り組みます。

また、総合的とは、横断的、包括的、重層的、持続的であることを指します。

第11条 委任

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとします。